

県立病院災害時安否確認システム 仕様書

令和8年2月
兵庫県病院局企画課

1. 件 名

県立病院（※1）の職員（以下「職員」という。）に対する災害（※2）時における安否確認システムの提供

※1 尼崎総合医療センター、西宮病院、加古川医療センター、はりま姫路総合医療センター、丹波医療センター、淡路医療センター、ひょうごこころの医療センター、こども病院、がんセンターの9病院

※2 地震（震度5強以上）については自動発信への対応を必須とし、その他の災害（津波、土砂災害、大雨、洪水等）についても自動発信に対応していると望ましい。

2. 目 的

災害時に職員の安否確認を迅速かつ容易に行うため、インターネットを利用した自動メール一斉送信機能及び自動集計機能を備えたシステムを利用したシステムの提供を受け、職員の安否確認作業等を迅速かつ確実に行うこととする。

3. 利用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※契約は単年度契約とするが、双方意思表示のない場合は、令和12年度まで自動更新が可能とする。

4. スケジュール（予定）

令和8年4月 契約締結、専用ウェブサイト構築、職員向け説明の実施
(順次、職員情報登録作業等開始)

令和8年7月頃 本格運用開始

5. 履行場所

サーバの設置場所については、業務受注者（以下「受注者」という。）の保有する施設内、または国内に拠点を有するクラウドサービス上とする。

6. 利用者数・管理者数

システムの利用者及びシステム管理者、所属管理者（※）の人数（令和7年4月1日現在の職員数での目安）は以下のとおりとする。

なお、年度途中でのおよそ200人前後の利用者数の増減が見込まれることから、概数の人数での契約が可能であることを求める。

※システム管理者：システムの全利用者の安否確認が可能で、システム全体のメンテナンスが可能な権限を持つ管理者

※所属管理者：自身の所属組織の下部組織に属する職員について、安否確認等が可能な権限を持つ管理者

病院名	利用者数(人)	システム管理者数(人)	所属管理者数(人)
兵庫県病院局	0	2	0
兵庫県立尼崎総合医療センター	2,822	9	90
兵庫県立西宮病院	1,096	2	15
兵庫県立加古川医療センター	1,069	3	61
兵庫県立はりま姫路総合医療センター	2,183	3	100
兵庫県立丹波医療センター	872	2	19
兵庫県立淡路医療センター	1,218	7	65
兵庫県立ひょうごこころの医療センター	440	3	34
兵庫県立こども病院	1,094	9	58
兵庫県立がんセンター	850	4	60
合 計	11,644	44	502

7. システム概要

災害（※）が発生した場合、職員がシステムを起動及び操作しなくとも、受注者は、自動的に予め登録した職員の携帯電話メールアドレス等に安否確認の一斉通知を行い、安否確認通知に対し、専用ウェブサイト、専用スマートフォンアプリ、LINE等での操作により容易に回答可能なこと。安否状況について一覧表を作成・出力できるシステムを利用したサービスの提供を行う。

また、システムの提供形態は、受注者があらかじめ当該仕様にあたる機能を満たしているシステムを、サービスとして提供しているものを利用する形式とする。

なお、システムの要件に関する詳細は、別紙「仕様書細則」に記載する。

※ 地震（震度5強以上）については自動発信への対応を必須とし、その他の災害（津波、土砂災害、大雨、洪水等）についても自動発信に対応していると望ましい。

8. 特記事項

- (1) 本仕様書に定められた各事項は、現時点で想定されるものを記述したものであり、今後業務上の都合により、定められた事項を変更する必要が生じた場合、双方協議の上柔軟に対応すること。また、この仕様書及び契約書に定めのない事項については、双方協議の上、決定すること。
- (2) 本業務で知り得た公開情報を除く情報・資料等は、本業務内のみで活用するものとし、他の業務で使用しないこと。また、本業務の契約終了時には、本県の指示に従い、それらの情報・資料等の全てを破棄すること。
- (3) 情報等の複写は原則禁止とする。但し、事前に書面にて発注者の許可を得た場合についてはこの限りでない。
- (4) 個人情報の保護に関する法律、兵庫県情報セキュリティ対策指針（令和5年7月策定）

を遵守すること。

- (5) 受注者は、従業員に対して、情報の漏洩、改ざん、消去等の防止を目的として適切なセキュリティに関する教育を実施すること。
- (6) 情報の漏洩、改ざん、消去等が発生した場合及び安否確認システムの障害が発生した場合には、その内容の調査、影響範囲、復旧等について報告すること。
- (7) 受注者が機密情報を外部に漏洩し、または外部に持ち出したこと等に起因して、本県、各関係機関が損害を被った場合には、本県は受注者に対して損害賠償を請求し、かつ、発注者が適当と考える必要な措置を取ることを請求できる権利を有する。
- (8) 受注者の責任に帰す機能障害については、無償にて速やかに対応を行うものとする。

仕様書細則

1. 利用環境について

- (1) 安否状況や集計結果等を確認できるインターネット回線を利用した暗号化通信対応の専用のシステム管理者用 Web サイト（以下「システム管理者用 Web サイト」という。）及び安否確認配信用のメールアドレス等を登録するための利用者用 Web サイト（以下「利用者用 Web サイト」という。）があること。
- (2) システム管理者用 Web サイトについては、インターネット経由で、ID パスワードでの認証に加え、IP 制限やクライアント認証、ワンタイムパスワード等の二要素認証によるアクセス制限の措置を講じること。
- (3) 利用者用 Web サイトへのログインについては、ID パスワードで認証することとし、安否確認配信用の電子メールアドレスなどの基本情報の変更登録時には、別途登録した電話番号 SMS、電子メールアドレスなどへのワンタイムパスワード等の二要素認証を実施できること。
- (4) システム管理者用 Web サイト及び利用者用 Web サイトの閲覧・サイト上の操作について、操作端末を限定しないこと（パソコンだけでなく、スマートフォン・タブレット、フィーチャーフォン等からも閲覧可能とすること）。また、スマートフォンでのサイト閲覧時には、スマートフォン向けに特化した画面を提供すること。
- (5) 24 時間 365 日、システム利用が可能であること。
- (6) システム管理者は最大 50 人が、所属管理者は最大 600 人が、利用者は最大 13,000 人が、それぞれ同時アクセスしても主要機能の操作に遅滞が生じないこと。

2. 安否確認の配信について

- (1) 事前に指定した地域（※1）において、災害（※2）が発生した場合に、システムに登録されている全利用者を対象に安否確認を一斉に自動配信できること。また、対象地域や対象災害・地震の震度設定を変更する必要が生じた場合、契約金額に変動なく設定変更が可能であること。

※1 都道府県単位よりもさらに細かい区分で設定できる場合は、病院ごとに地域設定が可能であると望ましい。

※2 地震（震度 5 強以上）については自動発信への対応を必須とし、その他の災害（津波、土砂災害、大雨、洪水等）についても自動発信に対応していると望ましい。
- (2) 自動配信だけでなく、システム管理者及び所属管理者が手動でも安否確認を配信することが可能であること。また、手動の安否確認においては送信先を組織単位で指定できること。
- (3) 安否確認の配信が利用者に到達した場合は、利用者がシステム等の起動を行わなくても電子メール、専用スマートフォンアプリ、LINE 等の複数の手段により同時通知されること。
- (4) 利用者 1 名につき、2 つ以上の安否確認配信用の電子メールアドレスを利用者用 Web

サイトから登録できること。なお2（3）の電子メールへの通知においては、複数の登録メールアドレスに対して同時に安否確認の配信ができるこ

- （5）1回の安否確認の配信につき「①安否状況（無事、軽傷、重傷等）、②出勤状況（出勤済み、出勤途中、出勤不可等）、③出勤までの所要時間」など、少なくとも3つ以上の利用者への質問を設定できること。
- （6）安否確認の配信は何度でも行うことができ、また配信回数によって契約金額が変動しないこと。
- （7）未回答の利用者宛てに、安否確認の再度配信をできるように設定可能であること。

3. 安否確認の配信への回答について

- （1）安否確認の配信への回答は、2（3）に掲げるいずれの通知からでも行えること。
- （2）安否確認の配信に対する回答は、複数の選択肢から該当項目を選択する方式により行えることとし、回答の選択肢は5つ以上登録できること。また、自由記述による回答も可能であること。
- （3）利用者がシステムを通じて回答ができない場合、システム管理者や所属管理者が代理回答を行う機能を有していること。
- （4）スマートフォン用の専用アプリを利用した回答やLINEを活用しての回答を可能とする等、メールとは別に安否確認の通知を行える機能を基本機能あるいはオプションとして提供可能であること。

4. 安否確認の配信に対する回答結果の集計について

- （1）システム管理者はシステム管理者用Webサイトにログインの上、システムに登録した組織情報の階層毎に利用者の回答内容及び集計結果の確認ができるこ
- （2）安否確認の集計結果及び個別の回答内容をCSV形式やExcel形式等のファイルで出力できること。
- （3）各利用者からの回答内容は速やかに集計結果に反映され、常に最新の集計結果を確認できること。

5. 利用者用Webサイト上に投稿できる機能（以下「掲示板機能」という。）について

- （1）掲示板機能は、システム管理者、所属管理者が隨時、利用者用Webサイト上に投稿できるものとする。
- （2）掲示板への投稿にはファイル（word、Excel、pdf等）の添付ができると望ましい。

6. 利用者にメッセージを送信する機能（以下「メッセージ機能」という。）について

- （1）管理者は隨時、任意の組織・利用者個人に対してメッセージ送信を行えること。また、安否確認の配信に対する回答種別ごとに利用者を選択してメッセージ送信を行えること（回答選択肢がある質問のみ、例：「無事」と回答した職員に対してのみ、職場

に出勤するようメッセージ送信をする等)。

- (2) メッセージにファイル (word、Excel、pdf 等) を添付の上、送信できると望ましい。
- (3) メッセージのテンプレートを最低 3 種類以上、事前に登録可能のこと。
- (4) メッセージが利用者に到達した場合は、電子メール、専用スマートフォンアプリ、LINE 等により利用者に通知されること。

7. 利用者にアンケートを実施する機能（以下「アンケート機能」という。）について

- (1) 災害時の利用以外で、管理者が設問・回答の選択肢を任意に作成し、対象者にアンケートを送信・集計可能であること。この場合の送信対象者は、任意に設定される組織や個人あてに送信できること。
- (2) 1 回のアンケートの送信につき、少なくとも 3 つ以上の利用者への質問を設定できること。
- (3) アンケートに対する回答は、複数の選択肢から該当項目を選択する方式により行えることとし、回答の選択肢は 5 つ以上登録できること。また、自由記述による回答も可能であること。

8. システム管理者の権限について

- (1) システム管理者は利用者情報及び組織情報を一括又は個別に登録・変更・削除できること。なお、一括での処理をする場合は、システム管理者用 Web サイトから CSV 形式や Excel 形式等のファイルをアップロードする方法によりその処理を行えること。
- (2) 利用者 1 名につき、3 つ以上の所属組織をシステムに登録できるものとし、その際の登録処理は (1) と同様の方法で行うことができる。
- (3) 組織情報は 7 階層以上でシステムに登録できるものとし、その際の登録処理は (1) と同様の方法で行うことができる。
- (4) システム管理者は隨時、全利用者又は任意の組織に所属する利用者に対して手動で安否確認の配信、アンケートの配信及びメッセージ送信を行えること。
- (5) システム管理者は当初の安否確認の配信に対して未回答のものだけを指定して、再度安否確認を一斉に配信できること。
- (6) システム管理者はシステムに登録した組織情報の階層毎に利用者全員の回答状況及び集計結果の確認ができること。
- (7) システムを利用せず、電話連絡などで安否確認がなされた場合、その内容を代理回答できること。
- (8) システム管理者は各所属の管理職員等に所属管理者としての権限を設定できること。なお、所属管理者は組織ごとに設定可能であること。

9. 所属管理者の権限について

- (1) 所属管理者は、自身の所属組織の下層組織に属する利用者については、8 (1) ~ (7)

のシステム管理者の権限と同様の権限を有すること。なお、（1）～（3）の登録処理についても、CSV形式やExcel形式等のファイルを用いて一括処理ができると望ましい。

10. 利用者のメールアドレスの管理について

- （1）利用者は隨時、利用者用Webサイトにおいて安否確認配信用電子メールアドレスの変更・削除が可能であること。
- （2）利用者が登録する電子メールアドレスは、システム管理者及び所属管理者において閲覧できないこと又は閲覧できないよう設定できること。
- （3）定期的に登録メールアドレスのリストクリーニングが実施可能であり、利用者のメールアドレスに不備があり、受信エラーとなっている場合や連絡先が未登録の場合には、システム管理者及び所属管理者がその旨の確認が可能であること。

11. その他機能について

- （1）大規模地震の際、余震については、本震とした一つの事象として管理が可能であり、余震発生の毎に不要な安否確認メールが送信されない工夫がされていること。
- （2）テストモードがある等、防災訓練時にも安否確認システムを活用できること。また、全体だけでなく、組織単位でテストモードが利用可能のこと。
- （3）受注者は、利用者及びシステム管理者向けに、パソコン・スマートフォン・フィーチャーフォンにおける操作マニュアルを作成し、システム内にデータを格納又は電子媒体で本県に提出可能であること。また、本県でのシステム利用を目的とする限りで、マニュアルデータについて、適宜ページの抜粋等の加工を可能とすること。
- （4）利用者機能、管理者機能とも日本語及び英語対応ができること。また、英語版マニュアルも提供可能であること。
- （5）本システムの円滑な利用を図るため、システム管理者及び利用者に対するシステムの操作方法についての説明会の実施もしくは説明動画等を提供すること。なお、説明会を実施する場合は、別に説明動画のデータを提供するか、説明会を録画可能とする等、後から繰り返し視聴可能な状態にすること。
- （6）本県において所属管理者や利用者に対してシステムの利用方法を説明するにあたり、必要があれば、受注者はシステムの操作画面の画像データ等の素材を提供すること。
- （7）受注者は、本県にシステム運用に係る必要な情報の提供を行い、助言を求められた場合は速やかに対応すること。
- （8）本仕様書に記載の無い機能やサービスであっても、システムに標準機能として具備されている機能やサービスについては制限することなく使用できること。
- （9）すでに他社の安否確認システムを導入している病院については、他社のシステムに登録済みの職員情報を出力したCSV形式やExcel形式等のファイルを用いて、簡易

な方法で導入システムにも職員情報を登録できるようにすること。

12. 運用・保守

- (1) システムは 24 時間 365 日運用可能な体制であり、保守作業による停止は 1 ~ 2 回／年とし、計画的に行っていること。
- (2) 障害対応等に係るシステム管理者向けの問い合わせ窓口を設置すること。また、システム管理者からの問い合わせを電話、メール等にて 24 時間 365 日受付可能な体制で運用していること。
- (3) 受注者におけるサーバ機器及びサーバ機器等で使用している O S 等について、機器の更新、O S 等のバージョンアップ及びアップデートに要する費用、その他メンテナンスに要する費用は、契約金額に含むものとし、本県に一切請求しないこと。

13. システムインフラ・セキュリティ対策

- (1) アクセスログを取得していること。
- (2) 災害発生時に主たる拠点が倒壊し、システム提供が出来なくなった場合は、本システムを停止することなく別の拠点にてシステム提供が可能のこと。なお、システムは国内 2 か所以上（東日本、西日本等）のデータセンター内に配置しており、且つ、相互拠点間は概ね 300 k m 程度離れていること。
- (3) システムは、冗長構成を図り、故障によるシステム停止を回避していること。
- (4) データセンターは、耐震対策・セキュリティ対策が図られており、自治体が公開する防災マップ(ハザードマップ)で、津波による浸水、洪水による浸水、液状化の恐れが指摘されていない地域に立地していること。
- (5) データセンターは DDoS 攻撃対策、O S ・ ミドルウェアのパッチ管理等が適切になされていること。
- (6) データセンター内は常駐要員もしくは監視カメラによる監視が行われていること。
- (7) データセンターへの入退室は、必要最小限の人員のみ許可される等、入退室管理を適切に行うこと。
- (8) 事故予防策が策定され、適切に運用されていること。
- (9) 従業員に対して、事故発生時の教育・訓練が定期的に実施されていること。
- (10) 事故発生時・発生後の対策が策定され、訓練の結果が反映されていること。
- (11) システム管理者用 Web サイト及び利用者用 Web サイトは改ざん防止対策が施されていること。
- (12) データセンターが自社直営又は直営でない場合は受注者の立ち入りが可能であり、システム障害発生時に速やかに対応できること。

14. 受注者に求める要件

- (1) プライバシーマーク認定又は I SMS 認証 (ISO/IEC 27001 もしくは IS

O／IEC 27017を指す、以下同様）を取得していること。

- (2) プライバシーマーク認定、ISMS認証のいずれも取得していない場合は、ISMAP認証等により、適切な外部保存に求められる技術等の適切な運用管理能力の有無を確認できる資料を提出すること。